

### 資料 3 地区宣教評議会規約モデル

\*以下は地区宣教評議会規約のモデルであるがその意図を汲み取っていただき、各地区の実情に合わせ検討、運用されることを望みます。

#### カトリック大阪大司教区〇〇地区宣教評議会規約

- 第 1 条(名称) 本会をカトリック大阪大司教区〇〇地区宣教評議会(以下本会)と称する。
- 第 2 条(目的・性格) (1) 本会は、大阪教区方針にのっとり、〇〇地区の司祭、修道者、信徒が共同責任を担い合い、地区の福音宣教を推進する。  
(2) そのためには合議をもって成された地区の方針に向けて小教区を超えて協力し協働する。
- 第 3 条(組織) (1) 本会は、地区の司祭、修道者、各小教区の信徒それぞれの代表によって構成する。  
(2) 本会は必要に応じて小委員会、専門委員会をおくことができる。
- 第 4 条(役員構成) 本会には、次の役員をおき、地区長と共に司祭、修道者、信徒をもって役員会を構成する。  
・会長 ・司会 ・書記 ・会計
- 第 5 条(役員選出) 役員は地区長を除き本会の構成員の互選による。
- 第 6 条(役員任期) (1) 役員任期は 2 年とする。  
(2) 役員に欠員が生じた場合には、速やかに補充するものとし、その人気は前任者の残存期間とする。
- 第 7 条(役員職務) (1) 会長は、信徒がこの任にあたり、本会を代表して会を統括する。  
(2) 司会は、会議の運営にあたる。  
(3) 書記は、議事録の作らびに各評議会への報告を行う。  
(4) 会費は、会系徴収等の会計業務、年度予算の作成、年 1 回の会計報告を行う。  
(5) 役員会は定例会を準備する。
- 第 8 条(会議) (1) 定例会は(奇数月の第 1 日曜日)に開催する。  
(2) 定例会以外に必要となるときは、臨時会を開催することができる。  
(3) 会の成立には評議員総数の 3 分の 2 の出席を必要とする。  
(4) 議決を必要とするときは、地区長と司会を除く出席評議員数の過半数の賛成によって決し、賛否両論の場合は、会長がこれを決す。なお議決は単なる多数決によるものではなく評議会における共同識別にもとづいておこなわれる。
- 第 9 条(地区長) 地区長は評議会に出席し、評議員と共に識別の過程への全き参加を経てなされた評議会での議決事項を承認する。  
地区長が欠席の場合、地区長は代理の者に出席を依頼し、事後に承認を行う。
- 第 10 条(会計) 本会の会計は、小教区からの分担金、およびその他の収入による
- 第 11 条(規約改定) 本規約の改定にあたっては、本会構成員の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。
- 第 12 条 本規約は、教区司教の承認を得ることで成立する。